

□議員名：岡山 明

1 須恵健康公園の管理状況について

論点	トイレ歩道周辺の木々の根上がり、転倒等の問題があり相談も受けています。この根上がりについての対策はありますか。
回答	歩道の隆起については、平成30年度に実態調査を行いました。翌年度以降から毎年数か所ずつではありますが、状態の悪いところから順番に補修を行っていく考えです。

論点	テニスコートの横にある女性トイレ、現在使用禁止という状況になっていますが、対応はありますか。
回答	女子トイレ周辺で漏水を疑われる状況があり、一旦は使用中止としましたが、その後詳細な調査を実施したところ、明らかな漏水は認められなかったため、使用禁止の解除をした状況です。

論点	トイレ使用禁止の対応策として、コミュニティ体育館を使用していたようですが、原則1階真横のトイレが使えない問題があります。館内は土足厳禁であり、障害者以外の方は使用禁止の状態です。ドア1枚開けたら、真横にトイレがあるのが現状ですが、どう思われますか。
回答	体育館は有料公園施設、館内は土足厳禁ではありますが、非常時における開放を考えていきたいと思えます。

論点	体育館のトイレは、運動広場と同じ位置にあり、段差もない、フラットな設計になっています。コミュニティ体育館の内、アリーナ（体育施設エリア）のみを土足厳禁とし、あとは体育館自体をフリーの状態にしていきたい。トイレの使用状況を考慮し、館内の運用の見直しを図っていただきたい。
回答	館内土足禁止であり、シューズ等に履き替えて利用頂くわけですが、館内美化を維持するためにも、玄関から先、要は建物に入るところから土足禁止を原則として運用しています。 供用開始から30年以上が経過していますが、これまで土足禁止を

	解除してほしいという要望は特にありませんでしたので、しばらくは今のままの運用で考えています。
--	--

2 小野田霊園の管理管理状況について

論点	霊園の区と区画の総数はどの程度ありますか。
回答	小野田霊園は、当時の墓地の需要に応えるため、昭和46年に墓地公園として開設し、その後数度に分けて拡張を行い、現在に至っています。市内最大の墓苑として多くの市民や遺族の方などに利用頂いています。区画数については、小野田霊園は16区に分かれており、区画としては合計で3,324区画（使用率は約96%）です。

論点	昭和46年4月に開設という状況で、今年で51年という歳月が過ぎていきます。そういった状況の中で今現在、その維持管理状況はどうでしょうか。
回答	小野田霊園の管理については、道路、階段、通路等の共用部分につきましては、市が管理、草刈り、樹木の伐採、水道等のインフラの修繕などを必要に応じて行っています。現在まで土地の崩落等、大規模な修復を要するような不具合が生じた事例はありません。霊園の個々の区画については、使用者の方に管理をしていただくこととなっていますので、使用許可を出していない空き区画を除いて、市が管理をすることはありません。

論点	これまでの区画の返還数と他の墓地や納骨堂に移した改葬数、その数がどのくらいありますか。また、使用承継申請はどの程度ありますか。
回答	返還数につきましては、令和元年度が50件、令和2年度が42件、令和3年度が41件となっています。改葬の件数につきましては、令和元年度が262件、令和2年度が222件、令和3年度が240件です。使用の承継の件数につきましては、令和元年度が58件、令和2年度が47件、令和3年度が87件となっています。

論点	墓地条例第17条、第18条に使用権の消滅という箇所があります。開設から51年という状況です。継承者の所在不明という問題もあるようですが、対応はどうか。
回答	市の墓地条例では、第17条に使用者または承継人が所在不明となり10年を経過した時には、その使用権は消滅する。それから、第18条に、使用権の消滅から3年を経過したときは、市長はその墳墓を一定の場所に改葬することができるという規定がありますが、現在までこれらのいずれの規定も適用した事例はありません。

論点	南中川墓地にある市の無縁碑を旧小野田斎場へ合祀型の合同墓として移設する考えはありますか。
回答	本市の無縁墓地につきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法又は墓地埋葬等に関する法律に基づき、埋葬または火葬を行う方がいないときや判明しないときに、本市で火葬を行った御遺骨を納骨する場所として、昭和33年に設置したものです。御遺骨を南中川墓地から旧小野田斎場跡地へ合祀移設することは、現在のところ考えていませんが、将来御遺骨が収納できなくなる事態も想定されますので、他市の状況等も参考にしながら研究してまいります。

3 コロナウイルス感染者遺族の負担軽減について

論点	病院から斎場、また葬儀場へ、そういう状況の中で納体袋、防災服着用、消毒等での感染対策を踏まえた経済的負担が発生します。輸送費用等に対する補助制度の考えはどうか。
回答	本市において葬祭業者にそういった事例があるかということを確認したところ、そういった例はないということです。コロナウイルス感染症が広がった当初は、全国においては、今言われたような大変高額な費用を請求するというようなこともあったと伺っています。本市におきましては、そのような状況はありませんので、現在においてそういった補助金の創設は考えていません。